

薬物依存・中毒者の治療、社会復帰施策を充実させることを求める意見書

現在、薬物乱用者は200万人を超え、第3次乱用期襲来と言われております。薬物の需要を断つ方法として、使用することはゼツタイダメとの教育、供給を断つためには水際作戦、麻薬Gメンという従来の方法では対処できなくなってきました。

薬物依存者は依存者を呼び入れ、再犯率は60%弱に達しています、薬物依存者の救済なくして薬物乱用のない社会は望めません。しかしこの分野の専門病院、医師、スタッフなどが少ないため救済の手が救われるべき人々に届いていません。

政府は今までも「薬物乱用防止新五か年戦略」を三次にわたり推進して来ていますが、現行の諸制度は取り締まりや刑罰に重点がおかれ、民間支援施設や医療施設の整備、拡充面では十分な施策が行われていません。

薬物乱用・依存は特別な家族の特別な人々の問題ではありません。誰でも陥る大きな落とし穴が至る所に隠されているのです。

薬物依存・中毒者に陥った人の治療、社会復帰を目指す施策の充実を早急に行うことが緊要です。

よって、薬物依存症が必要とする治療回復支援の観点から下記の施策を充実するよう強く要望いたします。

記

- 1 薬物依存症は「病気」であり、薬物乱用は本人の「意思」にかかわらず周囲を巻き込む「死に至る病」であることを人々に周知させること。
- 2 相談窓口の周知と相談体制を充実させること。
- 3 国内における薬物依存・中毒者の医療体制を充実させること。
- 4 薬物依存・中毒者の治療、社会復帰の支援の充実を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成22年3月24日

新宿区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

あて